



鹿行ニュース No. 7

令和 4年 4月 11日

鹿児島県行政書士会
鹿児島市与次郎2-4-35 KSC鴨池ビル202号室
(敷地内併設の駐車場は30分無料)
電話：099-253-6500 FAX：099-213-7033

会員各位

鹿児島県行政書士会
会長 鶴 信光

日行連より令和4年4月7日付日行連発第29号「限度超過車両の新たな通行確認制度（特殊車両通行確認制度）の運用開始」についての周知要請がありましたので、お知らせいたします。

各単位会長 様

日行連発第 29 号
令和 4年 4月 7日

日本行政書士会連合会
会長 常住 豊
許認可業務部
部長 村山 豪彦

限度超過車両の新たな通行確認制度（特殊車両通行確認制度）の
運用開始について（周知）

本件については、令和3年7月20日付・日行連発第469号にてお知らせしておりますが、今般、国土交通省において、令和4年4月1日より限度超過車両の新たな通行確認制度（特殊車両通行確認制度）の運用を開始したとの報道発表がありましたので、お知らせいたします。

本件については、日行連会員サイトにて周知いたしますが、各単位会におかれましても、会員への周知にご協力ください。

【国土交通省ホームページ】

限度超過車両の新たな通行確認制度の運用が始まります！

～4月1日から、「特殊車両通行確認制度」が運用開始～

https://www.mlit.go.jp/report/press/road01_hh_001547.html

以上

※詳細については、日行連会員サイト及び上記【国土交通省ホームページ】URLにてご確認願います。

戸籍・住民票の請求は受任している事件・事務に関する業務遂行に必要な場合のみ職務上請求書を使用することができます。使用した職務上請求書の番号は事件簿に必ず記録しなければなりません。作成した書類には、記名して職印を押すことが義務付けられています。

暴力追放三ない+①運動「暴力団」を恐れない・に金を出さない・を利用しない・と交際しない+①